

## 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年4月15日(水)
2. 時 間 午後3時～午後5時30分(休憩時間含む)
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境  
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部  
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長・入間  
消防署消防管理課長
5. 事務局 広報課 河村課長、人事課 晝間参事兼課長  
危機管理課 半田課長、佐藤主幹  
中村健康福祉センター所長  
地域保健課 根本主幹、正木主査  
健康管理課 須田課長、吉田主幹

### 6. 議事概要

#### (1) 県の緊急事態措置(第2弾)について

- ・資料1により、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき実施される緊急事態宣言(第2弾)について説明を行う。
- ・内容は、①施設を管理する事業者、また、その施設を使用するイベント主催者に対して施設の使用停止もしくはイベント開催停止の協力をお願い、②保育所、介護老人保健施設等を管理する事業者に対し、適切な感染症防止対策を講じた上での事業継続のお願い、③病院、薬局、電気、ガス、コンビニ、スーパー等社会生活の機能維持に必要な事業者に対し、適切な感染症防止対策を講じた上での事業継続のお願いである。
- ・期間は4月13日から5月6日までである。

#### (2) 市職員の在宅勤務制度について

- ・資料2により、職員の感染拡大防止と罹患を予防して行政機能を維持し、必要な行政サービスを提供するため通常勤務と在宅勤務の交代制勤務を実施する。
- ・実施期間は4月16日から5月6日までとして、交替勤務の体制が整った課から順次実施する。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する対応課題について

- ・各部署は、緊急事態宣言における危機管理体制を認識し各種課題への対応を検討するとともに、危機管理部門と情報共有を図り連携、協力して課題に取り組むこととする。
- ・5月6日以降のイベント等の実施の判断については、次回21日に予定している対策本部会議で決定する。

(4) 問い合わせへの対応について

- ・市民からの電話対応の応援職員を、現在休館中の各公民館、図書館本館、博物館、青少年活動センターの職員に依頼した。

(5) 緊急事態宣言発令に伴う小・中学校臨時休業期間中の対応について

- ・資料4-0により、休業期間中の小・中学校の対応について説明を行う。
- ・休業期間は4月8日から5月6日までである。
- ・臨時休業中の児童生徒の受け入れについては、保護者等がどうしても仕事が休めない場合、他の施設で受け入れることができない場合、また、子どもだけで過ごすことができない場合は学校で受け入れる。
- ・受入日は4月9日から5月6日までの間の平日、時間帯は午前8時30分から午後4時までである。
- ・部活動は臨時休業中は実施しない。
- ・登校日は、緊急事態宣言の趣旨を鑑み設定の予定はない。

(6) 緊急事態宣言発令に伴う保育所及び学童保育室の対応について

- ・資料4により緊急事態宣言後の児童等への対応について説明を行う。
- ・保育所については、感染拡大の防止、子どもたちを感染リスクから守る観点から、4月13日から5月6日までの間、公立・私立保育所（園）の利用自粛を要請して規模を縮小して保育を実施している。
- ・学童保育室についても同様に4月13日から5月6日までの間、利用自粛を要請して規模を縮小して保育を実施している。
- ・児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯に対して有識者からのメッセージ発信や子育て中のイライラ対処法・効果的なしつけ方法等の周知を図っている。
- ・要保護児童対策地域協議会の対象児童については、学校の休業に伴い3月3日から目視確認を行い4月10日で全員を確認できている。緊急事態宣言以降も対象児童は保育所、学童保育室の利用が可能であり、今後も目視確認を続ける。

(7) その他

\*各課で想定される課題と対応策の結果報告

- ・緊急事態宣言を受けて各課で想定される課題等が集約でき、職員用グループウェアに保存する。

\*国内及び県内の感染者数について（4月14日現在）

- ・国内感染者数7,509人、うち県内感染者数455人（内訳：資料5のとおり）

\*その他

- ・前回会議での公園の使用規制にについて、彩の森入間公園は管理事務所の掲示板及び出入口に注意喚起のチラシを掲示している。近隣の川越、所沢、狭山、飯能に確認したが公園に注意看板を掲示しないとのことであった。入間市としても同様

の取扱いをする。

- 扇台福祉作業所について休所の方向で社会福祉協議会と調整を進める。また、地域活動支援センター花の郷についても同様に進める。
- 上下水道部発注の公共工事 10 件について新型コロナウイルスの影響を確認したところ 1 件は相談に応じることになったが、9 件は予定どおり実施される。
- 埼玉西部消防局における感染者の救急搬送は 3 月は 2 件、4 月は 14 日までで 15 件となっている。また、救急出場の全体数を前年と比較すると 3 月はマイナス 247 件で 8%の減、4 月は 13 日まででマイナス 206 件で 15%の減と救急出場の回数が減っており、外出自粛要請が影響していると考えている。なお、防火管理講習会、救命講習会、自衛消防訓練などは 5 月いっぱい中止または延期としている。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止を広く市民に周知するため、防災行政用無線で本日から 5 月 6 日まで平日は午前 9 時の 1 回、土、日、祝日は午前 9 時、午後 1 時の 2 回放送を行う。